

第4期白岡市教育振興基本計画の策定について

1 計画の基本的事項

白岡市教育振興基本計画は、白岡市の教育の振興にあたっての施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

ここでいう計画とは、家庭教育から学校教育、生涯学習までの教育に関する幅広い内容を含んでいます。

白岡市では、平成24年に策定した第1期白岡市教育振興基本計画より「学び楽しむまち」を基本理念として定め、「家庭・地域の教育力の向上」、「学校教育の充実」、「社会教育の向上」を3つの柱として教育を進めてきました。

第4期白岡市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）においてもこれらの成果を踏まえ、教育を取り巻く社会情勢の変化に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するため、中長期的な視点に立ち、今後5年間の白岡市の教育の方向性を示すものです。

2 計画期間

本計画の期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

3 計画の法的位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める教育振興のための施策に関する基本的な計画であり、地方公共団体が定めるように努めなければならないとされています。

教育基本法

（教育振興基本計画）

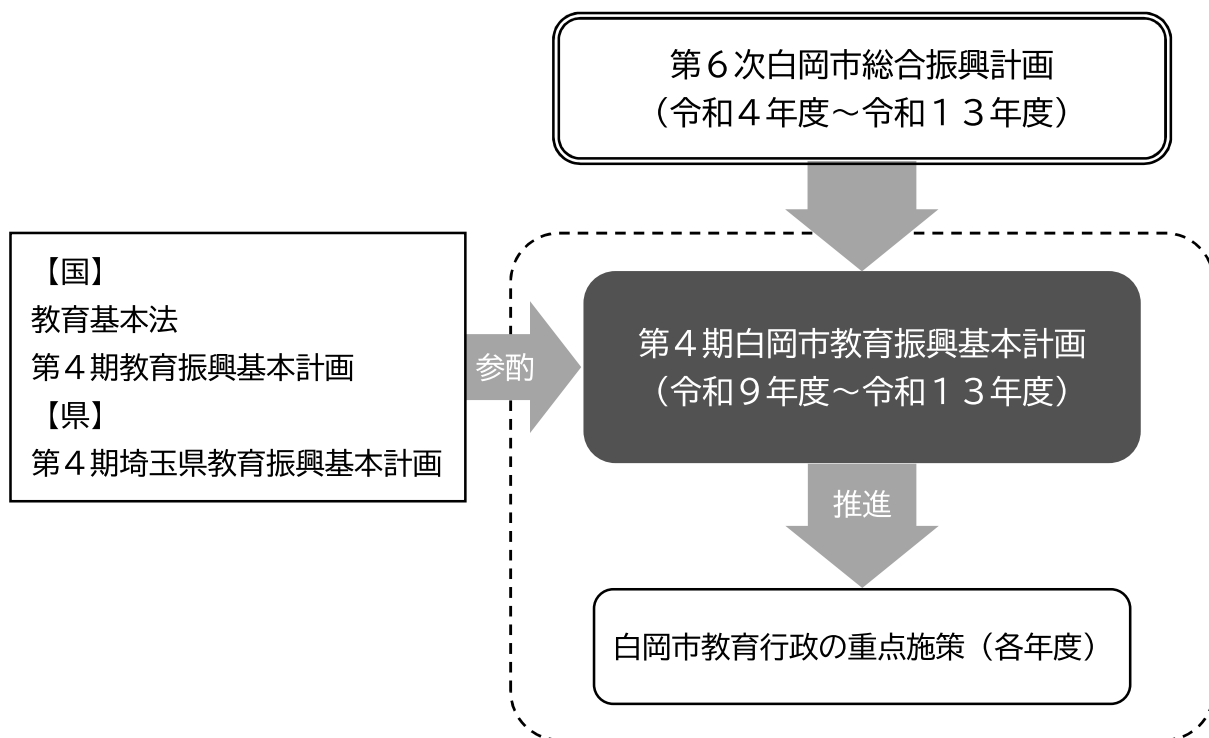
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国においては、令和5年6月に第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）が策定されました。県においては、令和6年7月に第4期埼玉県教育振興基本計画（令和6年度～令和10年度）が策定されました。こうした国や県の計画を参酌し、白岡市の本計画を策定します。

4 市の上位計画・関連計画等との関係

本計画は、市の上位計画である「第6次白岡市総合振興計画」の教育行政分野における計画を補足し、施策内容の整合を図りながら、より具体的な計画として策定するものです。



※ 上記とは外に、「白岡市子ども読書活動推進計画」、「白岡市文化財保存活動地域計画」、「白岡市立学校適正規模・適正配置計画」などの計画と整合性を図りながら策定します。

5 計画の策定体制

(1) 白岡市教育振興基本計画策定委員会

学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、公募委員等により構成される「白岡市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、計画の審議・検討を行います。

(2) 庁内関連部署の連携・協力体制

教育総務課、教育指導課、生涯学習課、魅力ある学校づくり推進室の各部署が連携・協力し、計画の策定に努めます。

(3) 市民意見の反映

市内の小学校・中学校の児童・生徒とその保護者、教職員、市民、関係団体を対象としたアンケート調査を実施します。また、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を計画に反映するように努めます。